

● 規程改正の概要

要 旨	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」の一部改正を行う。
内 容	地方独立行政法人山梨県立病院機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程の一部改正（規程第7号） 1 規程改正の背景等 ○仕事と家庭が両立できる職場環境の整備を進めるため、県は育児、介護に係る制度について改正を行った。 ○当機構においても、県に準じて所要の改正を行う必要がある。 2 規程改正の内容 (1) 早出遅出勤務の対象の拡大 ・従来は小学校に通う子のうち、放課後等デイサービスへの送迎がある子のみを対象としていたが、この要件を緩和し、小学校に通うすべての子を対象とする。 ・障害を持っている職員や特殊の疾病にかかっている職員等を対象に追加する。 (2) 育児のための時間外勤務の制限の対象となる子の範囲の拡大 対象となる子を「小学校就学の始期に達するまでの子」（現行は3歳に満たない子）とする。 (3) 子の看護休暇の対象の拡大及び名称変更 対象に中学校就学の始期に達するまでの孫を追加し、休暇の名称を「子の看護等休暇」に改める。 (4) 仕事と介護の両立のための措置等 仕事と介護の両立に資する制度等の周知及び意向確認のための措置並びに制度を利用しやすい勤務環境の整備を義務付ける。
施行期日	令和7年4月1日から施行する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構勤務時間、休日及び休暇等に関する規程 新旧対照表(令和7年4月1日適用)

新	旧
(<u>早出遅出勤務</u>) 第10条 理事長は、次の各号に掲げる職員が、その子を養育するた めに請求した場合には、業務の運営に支障がある場合を除き、当 該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、 職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められ た特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下こ の条において同じ。）をさせるものとする。 一 略 二 小学校、<u>義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部</u> に就学している子のある職員 三 <u>業務に関する能力の向上に資すると認められる教育又は研修</u> であって、大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一 条に規定する大学をいう。)の夜間において授業を行う学部にお ける当該授業その他これに類するものとして理事長が定めるも のを受ける職員 四 <u>障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123 号）第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、次に掲</u> <u>げる職員</u> イ <u>障害者の雇用の促進等に関する法律第37条第2項に規定</u> <u>する対象障害者である職員</u> ロ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための</u> <u>法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定め</u>	(<u>育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務</u>) 第10条 理事長は、次の各号に掲げる職員が、その子を養育するた めに請求した場合には、業務の運営に支障がある場合を除き、当 該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、 職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められ た特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下こ の条において同じ。）をさせるものとする。 一 略 二 小学校 に就学している子のある職員であって、第7条第2項第2号 に掲げる場合に該当する者

る特殊の疾病にかかっている職員

ハ イ及びロに掲げる職員以外の職員であって、勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として理事長が指定する産

業医が認める職員

五 早出遅出勤務をすることにより通勤の時間帯における交通の混雑の緩和及び職員の健康の増進に資すると任命権者が認める

職員

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第11条 略

2 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が第9項で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第9条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

14 前各項の規定（第5項第3号及び第4号、第10項第3号並びに第11項第2号を除く。）は、第19条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」のある職員が、第4項で定めるところにより当該子を養育」とあり、並びに第2項及び

第3項中「小学校就学の始期に達するまでの子」のある職員が、第9項で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「第19条第1項に規定する要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と、第5項第1号及び第10項第1号中「子」とあるのは「第19条第1項に規定する要

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第11条 略

2 理事長は、三歳に満たない子のある職員が第9項で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第9条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

14 前各項の規定（第5項第3号及び第4号、第10項第3号並びに第11項第2号を除く。）は、第19条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」のある職員が、第4項で定めるところにより当該子を養育」とあり、第2項中「三歳に満たない子のある職員が第9項で定めるところにより

当該子を養育」とあり、第3項中「小学校就学の始期に達するまでの子」のある職員が、第9項で定めるところにより当該子を養育」とあるのは「第19条第1項に規定する要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と、第5項第1号及び第10項第1号中「子」とあるのは「第19条第1項に規定する要介護

介護者」と、第5 項第2号及び第10項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子」とあるのは「第19 条第1 項に規定する要介護者が離婚、婚姻の取消し、離縁等により、職員の親族」と読み替えるものとする。

(特別休暇)

第18条 略

特別休暇の種類	事由	期間
1～12 略		
子の看護等 休暇	中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を 含む。）を養育する職員が、 その子又は孫の看護（負傷 し、若しくは疾病にかかっ たその子又は疾病の予防 を図るために必要なその 子の世話をいう。）のため、 勤務しないことが相当で あると認められるとき	1・2 略 3 1 時間を単位とし て使用した子の看護 等休暇を日に換 算する場合には、第 16 条第9 項の規定 を準用する
14～22 略		

(子育て時間)

第18条の2 子育て時間は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子を養育するため、1 日の勤務時間の一部につき勤

者」と、第5 項第2号及び第10項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子」とあるのは「第19 条第1 項に規定する要介護者が離婚、婚姻の取消し、離縁等により、職員の親族」と読み替えるものとする。

(特別休暇)

第18条 略

特別休暇の種類	事由	期間
1～12 略		
子の看護休 暇	中学校就学の始期に達す るまでの子（配偶者の子を 含む。）を養育する職員が、 その子 の看護（負傷 し、若しくは疾病にかかっ たその子又は疾病の予防 を図るために必要なその 子の世話をいう。）のため、 勤務しないことが相当で あると認められるとき	1・2 略 3 1 時間を単位とし て使用した子の看護 休暇を日に換 算する場合には、第 16 条第9 項の規定 を準用する
14～22 略		

(子育て時間)

第18条の2 子育て時間は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が小学校に就学している子を養育するため、1 日の勤務時間の一部につき勤

務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2～4 略	務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2～4 略
(介護休暇) 第19条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫並びに職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で理事長が別に定めるもの）で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項及び次条第1項において同じ。）の介護をするため、理事長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	(介護休暇) 第19条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫並びに職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で理事長が別に定める者（<u>第19条の3第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項及び次条第1項において同じ。）の介護をするため、理事長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第19条の3 理事長は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条	(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第19条の3 理事長は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条

において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 理事長は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項をしらせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第19条の4 理事長は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第20条～第24条 略

附 則（令和7年規程7号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

第20条～第24条 略

